

令和2年 第5回定例会

道志村議会会議録

令和2年9月10日 開会

令和2年9月18日 閉会

道志村議会

令和2年第5回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号（9月10日）

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	5
○開会の宣告	6
○村長挨拶	6
○開議の宣告	9
○議事日程の報告	9
○諸般の報告	10
○会議録署名議員の指名	12
○会期の決定	13
○一般質問	13
山口章君	13
池谷銀重君	15
佐藤光荣君	20
佐藤徹君	24

第2号（9月18日）

○議事日程	31
○出席議員	32
○欠席議員	32
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	32
○職務のため議場に出席した者の職氏名	33
○開議の宣告	34

○議事日程の報告	3 4
○報告第 2 号の報告	3 4
○報告第 3 号の報告	3 5
○報告第 4 号の報告	3 5
○議案第 3 9 号及び議案第 4 0 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	3 7
○議案第 4 1 号及び議案第 4 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	3 8
○議案第 4 3 号から議案第 4 5 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 0
○議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2
○議案第 4 7 号から議案第 5 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
○認定第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○認定第 2 号から認定第 8 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○同意第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○道志村選挙管理委員会委員の選挙	5 9
○道志村選挙管理委員会委員補充員の選挙	6 0
○閉会中の継続調査について	6 1
○村長挨拶	6 1
○閉議の宣告	6 2
○閉会の宣告	6 2
○署名議員	6 3

令和2年第5回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年9月1日

道志村長 長 田 富 也

記

1 日 時 令和2年9月10日(木)

2 場 所 道志村役場議場

◎応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

不応招議員（なし）

令和2年第5回道志村議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年9月10日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 2号 令和元年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 5 報告第 3号 令和元年度株式会社どうしの経営状況の報告について
- 第 6 報告第 4号 令和2年度道志村教育委員会自己点検・評価報告書（令和元年度分）の提出について
- 第 7 議案第39号 山梨県東部広域連合の解散について
- 第 8 議案第40号 山梨県東部広域連合の解散に伴う財産処分について
- 第 9 議案第41号 道志村ヘリポート設置及び管理条例
- 第10 議案第42号 道志村ヘリコプター場外離着陸場設置及び管理条例を廃止する条例
- 第11 議案第43号 道志村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第44号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第45号 道志村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第46号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第4回）
- 第15 議案第47号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 第16 議案第48号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）
- 第17 議案第49号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 第18 議案第50号 令和2年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第19 議案第51号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）
- 第20 議案第52号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 第21 認定第 1号 令和元年度道志村一般会計決算の認定について

- 第22 認定第 2号 令和元年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第23 認定第 3号 令和元年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第24 認定第 4号 令和元年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第25 認定第 5号 令和元年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 第26 認定第 6号 令和元年度道志村介護サービス事業特別会計決算の認定について
- 第27 認定第 7号 令和元年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について
- 第28 認定第 8号 令和元年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第29 請願第 1号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を
図るための請願
- 第30 発議第 1号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充
を
図るための意見書
- 第31 発議第 2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、
地方税財源の確保を求める意見書
- 第32 同意第 7号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第33 道志村選挙管理委員会委員の選挙
- 第34 道志村選挙管理委員会委員補充員の選挙

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	長田公明君
教育長	佐藤文泰君	総務課長	諏訪本栄君
住民健康課長	佐藤太清君	産業振興課長	佐藤万寿人君

ふるさと振興
課 長

菅 谷 克 士 君

教 育 課 長

山 口 かおり 君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 主 幹

諏訪本 英 樹 君

◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和2年第5回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から招集の挨拶があります。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和2年第5回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに9月議会定例議会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらず、全議員のご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

日頃は村政運営に対しまして、ご指導、ご鞭撻をいただき、感謝申し上げる次第であります。

今年は、1月から新型コロナウイルス感染症により国内のみならず、世界中で感染防止対策が行われ、対応が長期化しております。国内では5月中頃から7月上旬まで感染者が減ってきましたが、7月中旬から8月にかけて第2波と思われる感染拡大が起き、全国においてその対応に取り組んだ次第です。

道志村においても、3回の補正予算により感染防止対策を講じ、現在のところ感染者の確認はないものの、感染のリスクは誰にでもあるため、一人一人が感染防止対策を行い、感染しないよう冷静な行動を心がけていただくよう、今月、「新型コロナウイルス感染症に関するお願い」のチラシを全家庭に配布したところです。今後も国・県と連携し、正しい情報を発信するとともに、感染防止対策に取り組んでまいります。

さて、今年の夏は本村に影響する台風・豪雨は少なく、一部の国道が通行止めになりましたが、大事に至る被害はなく、安心したところです。しかし、西日本では経験のない台風や豪雨により河川の氾濫、土砂崩れなど甚大な被害が発生しています。温暖化現象により海面の温度が上がり、台風やゲリラ豪雨の規模が年々大きくなってきているように思われます。

これから台風やゲリラ豪雨のシーズンになりますが、国・県の関係機関と連携し、早期に情報収集を行い、住民の安全確保に努めてまいります。

国においては、8月28日に、安倍内閣総理大臣が持病の悪化により総理の職を辞任する意向を記者会見で発表されました。7年8か月の長期間にわたり国内外の課題解決に向け、人口減少対策、消費税増税による社会保障制度対策、憲法改正論議、災害復旧対策、近隣諸国などと国際問題などの対応、新型コロナウイルス感染症感染防止に取り組み、その時代に即応した政治手腕はすばらしいものでした。

また、東京2020オリンピックの開催国誘致にも積極的に取組、開催時期は新型コロナウイルス感染症により1年延期されましたが、東京での開催が決定され、本村を通る国道413号線が東京2020オリンピック自転車ロードレースコースとして発表されることは、本村においても歴史に残る大変喜ばしいことです。

安倍総理におかれましては、持病の治療に専念し、一日も早く回復され、国政にご活躍されることを心からお祈り申し上げます。

次に、村においては、本年度計画した事業について、国・県のヒアリングにより財源の見直しが生じております。これは新型コロナウイルス感染症により、国の補正予算で感染防止対策に取り組むため、当初予算で計画していた補助事業や過疎対策事業債起債の予算を見直し、本村で予算化していた補助事業の不採択、過疎対策事業債の縮減によるものです。これら関係予算は、今定例会に補正予算として提出しております。

このほかの事業につきましては、繰越事業として今年度整備を行った善之木ヘリポートは完成し、近日供用開始となります。旧山梨県民信用組合道志支店の改築については、現在工事を行っており、11月下旬完成予定です。新役場庁舎建設については、地権者の同意を得て用地測量、地質調査、用地の造成測量などと計画的に進めており、本定例会提出の補正予算に用地取得費、移転補償費など関係予算を計上しております。

このほかにも、橋梁長寿命化事業、簡易水道施設改修、浄化槽事業等計画的に進捗しております。

また、3回の補正予算において行っている新型コロナウイルス感染症感染防止事業については、全ての事業に着手し、その成果を上げているところです。

今後も事業執行に当たって計画的に行ってまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、今期定例会にご提出いたします議案などの概要につきましては、報告第2号 令和

元年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により報告するものです。

報告第3号 令和元年度株式会社どうしの経営状況の報告については、地方自治法の規定により報告するものです。

報告第4号 令和2年度道志村教育委員会の自己点検・評価報告書（令和元年度分）の提出については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により提出するものです。

議案第39号 山梨県東部広域連合の解散については、令和3年3月31日をもって山梨県東部広域連合を解散することに当たり、関係地方公共団体の議会の議決が必要であるため、本議会において議決をいただくものであります。

議案第40号 山梨県東部広域連合の解散に伴う財産処分については、令和3年3月31日をもって山梨県東部広域連合を解散することに伴う財産処分について、関係地方公共団体の議会の議決が必要であるため、本議会において議決をいただくものであります。

議案第41号 道志村ヘリポート設置及び管理条例については、繰越事業として今年度整備を行った善之木ヘリポートの完成に伴い、大室指ヘリポート及び善之木ヘリポートの設置及び管理に必要なことについて、地方自治法の規定により定めるために本条例を制定するものです。

議案第42号 道志村ヘリポート場外離着陸場設置及び管理条例を廃止する条例については、大室指ヘリポートを緊急離着陸場として今後運用するため、本条例を廃止するものです。

議案第43号 道志村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第44号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例については、人事院の給与に関する勧告並びに一般職の国家公務員の給与改定、山梨県職員給与改定等を踏まえ、本村の条例を改正するものです。

議案第45号 道志村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症への対応など、公衆衛生対策の観点から保育所等の臨時休園等をする場合、保育の提供がなされなかった期間を除いて利用者負担額を日割り計算できるように措置するための条例改正です。

議案第46号 令和2年度道志村一般会計補正予算第4回につきましては、関係費目において新庁舎建設に伴う土地購入費・仮庁舎改修・システム関係機器移設などの費用、新型コロ

ナウイルス感染症感染防止事業費、総務費においては、街路灯改修工事費の減額、選挙費の減額、戸籍基本台帳システム更新費、土木費においては、若者定住応援補助金、諸支出金の庁舎建設基金積立金が主な補正内容となっています。

議案第47号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計補正予算第2回につきましては、決算確定による財源の構成、共済費の増額が主な補正内容です。

議案第48号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算第2回につきましては、インフルエンザワクチン購入費、共済費の増額が主な補正内容となっています。

議案第49号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算第1回につきましては、漏水調査委託料、備品購入費の減額が主な補正内容となっています。

議案第50号 令和2年度道志村介護保険特別会計補正予算第1回につきましては、決算に伴う、基金への積立てが主な補正内容となっています。

議案第51号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算第1回につきましては、人件費が主な補正内容となっています。

議案第52号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算第1回につきましては、後期高齢者医療制度見直しによるシステム改修が主な補正内容となっております。

次に、認定第1号から認定第8号は、令和元年度の道志村一般会計及び特別会計7会計の決算を地方自治法の規定より決算認定に付すものであります。

同意第7号 道志村教育委員会委員の任命について同意を求めることについては、令和2年9月30日を持って教育委員1名が任期満了により退職するもので、その後任を任命するために同意を求めるものであります。

以上、報告3件、事件案2件、条例案5件、補正予算案7件、決算認定8件、同意1件であります。

提出議案内容について概略を申し上げましたが、詳細内容については、議案審議で説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたしまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和2年5月、6月、7月分の例月出納検査についての報告及び財政健全化審査、決算審査、財務・行政監査、財政支援団体及び指定管理者監査結果報告が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

一般質問について申し上げます。

今定例会においては、申合せ事項により、一般質問に一問一答方式を加えて行います。一般質問の通告者及び当局者は、質問並びに答弁の要旨を分かりやすく簡潔にお願いします。

次に、令和2年第3回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、佐藤喜章君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

〔議会運営委員長 佐藤喜章君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤喜章君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和2年第3回定例会において、議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対し申出し、6月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月3日午後1時30分より、役場2階会議室において委員会を招集して、委員4名と議長、提出議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局主幹の出席がありました。

決定された事項は次の3項目です。

- 1、会期は本日より9月18日までの9日間とし、配付してある日程表のとおりとすること。
 - 2、一般質問の通告者は4名です。
 - 3、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。
- 以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 総務文教常任委員長、佐藤徹君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 徹君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 徹君） 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和2年第3回定例会において、総務文教常任委員会の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申出、6月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月30日午後1時30分より、役場2階会議室において総務文教常任委員会を招集し、委員5名と議長、職務のため議会事務局長及び主幹の出席があり、災害時の議会対応について協議いたしました。

7月16日午後1時30分より、役場2階会議室において委員会を招集し、同じく委員5名と議長、職務のための議会事務局長及び主幹の出席がありました。

前回の協議内容を受けて具体的に災害対策会議設置要綱と、いわゆる議会PCDとして、災害対策対応指針のそれぞれの作成案について協議いたしました。

また、今後も継続調査を要することと決定いたしましたので、所管事務の調査について、会議規則の規定により閉会中の継続調査を議長に対し申出いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

以上です。

○議長（出羽和平君） 建設厚生常任委員長、大田博文君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 大田博文君。

〔建設厚生常任委員長 大田博文君 登壇〕

○建設厚生常任委員長（大田博文君） 建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和2年第3回定例会において、建設厚生常任委員会の調査について継続調査を要する旨を議長に申出、6月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

令和2年7月20日午後1時30分より、役場2階会議室において建設厚生常任委員会を招集し、委員5名と議長、説明のため産業振興課長、職務のため議会事務局主幹の出席があり、次の項目の諸般の問題について検討いたしました。

1、台風災害箇所の工事終了、繰越し工事について。2、農村地域防災・減災事業について。3、その他。

会議終了後、各災害箇所の視察を行いました。

委員会終了後、今後も継続調査に要することと決定いたしましたので、所管事務の調査について会議規則の規定により、閉会中の継続調査を議長に申出いたしました。

以上、建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告とさせていただきます。

○議長（出羽和平君） 広報常任委員長、杉本孝正君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

〔広報常任委員長 杉本孝正君 登壇〕

○広報常任委員長（杉本孝正君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和2年第3回定例会において所管事務の調査を要する旨を議長に対し申出、6月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月22日午前9時より、議会事務局室において広報常任委員会を開催いたしました。議長及び議会事務局主幹、委員全員4名の出席があり、その後、30日までの7日間において、どうし議会だより第47号についてレイアウトや掲載する記事の内容について協議、編集を行い、完成することができました。

7月10日、印刷が終了し、その後、議員全員の協力を得て全戸に配布しました。

7月14日午後2時より、甲府の自治会館において町村議会広報編集長委員会があり、私が出席しました。

令和2年9月3日午前10時より、議会事務局室において、議長、事務局主幹、委員全員4名にてどうし議会だより第48号のレイアウトや掲載する内容、日程について協議いたしました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容でしたので、報告とさせていただきます。

また、委員会後、閉会中の継続調査申出につきまして、所管事務の調査について今後も継続調査を要することと決定しましたので、議会規則の規定により議長に申出いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告といたします。

○議長（出羽和平君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第7番議員、杉本孝正君及び第8番議員、佐藤進君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から18日までの9日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの9日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（出羽和平君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告者は4名です。

◇ 山 口 章 君

○議長（出羽和平君） それでは、通告1番、2番、山口章君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 2番、山口章君。

〔2番 山口 章君 登壇〕

○2番（山口 章君） 皆さん、おはようございます。

私、今年5月の議会の信任により新人議員になりました山口章でございます。よろしくお願ひいたします。

また、本日の議会において、一般質問の機会が与えられたこと御礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、本日の私の質問は2点でございます。

まず第1ですが、質問通告書にも記してあるとおり、第1番目、国道413号線整備計画について、質問の要旨、昨年、一昨年と2年続きの災害により村の経済に多大な損失と、相模原方面の通勤者は不便を来してまいりました。大渡トンネルの計画も進み、国道413号線は

ますます重要な道路になると思われま。安心して便利に使える幹線道路となるよう、県・国、相模原市等に要望をしていただきたいと思います。

これについて、村長さんのご意見を伺いたと思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） では、私がここで答弁させていただきます。

国道の危険箇所の改良につきましては、毎年県のほうに要望しております。そして現実には、善之木地区が1か所、そして多分2年後、令和でいったら3年ほどになると思うんですけども、方向というか、この出入口というのはなかなか危険箇所ですから、そこも県・国にデータもらってあります。道志の中の今のところですけども、それ以外に県のほうから言われているのは、雨量が130ミリでもう交通止めになりますから、その内容は130ぐらい雨が降ると崩落地がたくさんある。その崩落地を計画的に工事をしていくと、もう130じゃなく150とか、そういう状況に持っていければいいかな、そういう相談は進めております。

また、村の中はこんな状況ですけども、神奈川県のはどうしても台風19号なんかで大分道路が落ちて、道志村とか富士五湖全体では大分大きな損害を受けているような気がするんですけども、そういう中で、道志村でなかなかそういう運動はできないですから、相模原市の市長さんをお願いして、そしてともに国交省へをお願いになると思うから、知事さんをお願いして、そして山梨県と相模原市と改善の道路の協定を結ぼうということで、ご存じだと思っんですけども、協定を組んで、そして危険箇所を直していこうという協定を結んだと。状況はそんな状況でございます。

また、議員さんとも相談しながら、これからも危険箇所は順次県のほうに要望をしていこうと思っっていますので、よろしくお願ひします。

この案件は以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 山口章君。

○2番（山口 章君） 村長、どうも丁寧な答弁をいただきましてありがとうございました。

では、もう1点目の2点目の質問に移りたいと思っします。

2点目は、池之原の池之原橋の改良についてお伺ひしたいと思っします。

昭和49年に架けられた池之原橋の改修についてお尋ねいたします。

池之原橋は、道志小学校、中学校、道志村診療所、学童保育所、池之原団地などの施設、

また、どうしの湯、森のコテージなど、観光施設を有する地域の入り口に架かる古いほうに入る橋だと思っております。災害発生時には重要な避難場所に指定されており、交通量も多く、早急な改善が望まれます。改良計画があればお聞かせいただければと思います。よろしくお願いたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） ただいまの池之原橋改良についてのご質問にお答えいたします。

現在、具体的な計画はございませんが、池之原橋の重要性につきましては、村でも十分認識しております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 山口章君。

○2番（山口 章君） 今、担当課長さんのほうからお答えいただきましたが、今のところ計画性はなしというふうなお答えをいただきました。過去何回も一般質問の中にも入れられてきた質問だと思いますので、計画性が全然ないというのはいかがなものかと非常に憤慨している話でございます。

これから先は災害なりを考えてとなると、村の大きな施設である学校、それから診療所なんかがある施設で、計画もなしにもう十何年も、50年近い橋をそのまま残して、もし災害が起きたときにはどうするんでしょうか。計画はなしというか、計画を進めていますというなら話としては分かりやすいと思うんですが、ここでこのことを論議してもしようがないんですけれども、これから先、随時計画を組み入れてもらえるような形にできればと思っております。

池之原橋の件につきましては、また再三質問も上がるかとは思いますが、その際にはきちっと答弁いただければと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告1番、2番、山口章君の一般質問を終わります。

◇ 池 谷 銀 重 君

○議長（出羽和平君） それでは、通告2番、3番、池谷銀重君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

〔3番 池谷銀重君 登壇〕

○3番（池谷銀重君） よろしく申し上げます。

質問前にちょっと一言ですけれども、私は議員になって初めて村長と話をする機会を得ました。公約であるトンネル建設について、7年間の経緯、トンネルの規模などの話をさせていただきました。公約は必ずしも任期中に完成を見なくても、足がかりを得て次代につなげるということも大きな貢献で、評価すべきだと感じました。

しかし、選挙公約です。村民の皆さんに随時に状況を伝えていく義務があるという思いから、質問に入らせていただきます。

都留・道志線防災トンネル建設の進捗状況についてお尋ねします。

トンネル建設に反対する村民はいませんが、すぐにも開通すると勘違いする村民は少なくありません。大変困難で遠い道のりであることを理解していただくことも必要と考えます。

この件については、過去7年間で6回の一般質問がありました。その回答での疑問点などを細かく一括で質問させていただきます。

- 1、トンネルを開ける場所について、村民の声は聞かないのか。
 - 2、過去、議会とトンネルの場所、規模、推進方法などについて議論したか。
 - 3、平成26年11月に期成同盟会が発足しているが、6年間で何回開催して、どんな内容で進んでいるのか。また、都留市の反応は。
 - 4、平成27年7月に山梨県道路整備促進協会に21番目に加盟とあるが、21番の意味合いは何か。また、5年たった今の状況は。
 - 5、調査費として300万円計上されたときどんな調査がされたか。
 - 6、令和元年に再び調査費が計上されたが、その予算規模は。また、それは全て道志村のトンネル調査費用に充当されるのか。
 - 7、今年3月の回答に「調査費が計上されたので現地調査、地質調査等が行われると考える」とあるが、現地とはどこか。既に調査はしているのか。
 - 8、調査する場所、上記7の現地について、道志村の意向は県に伝わっているか。
- 以上です。よろしく申し上げます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 池谷議員の質問に対して答弁させていただきます。

1番、2番とかでよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○村長（長田富也君） では、1番、このトンネルを開ける場所について村民の意見を聞かないのかですけれども、事業主体は、これは県道をするわけですから、主体は山梨県になりますので、現段階では村民の意見を聞いて、そういうことは言わないんですけれども、どこにかけて。ただ、野原・月夜野間のトンネルの進め方を参考にすれば、県のほうでもまず予算を考えて、そして本件のルートを決めると思います。

そういう中で、進め方は野原・月夜野間のトンネルのことを参考にすれば、その次は技術的には勾配、そして地形、そして距離、距離は私のほうが3,000メートル、こんなお願いをしているんですけれども、そして距離はどこへどういうふうに出ていくか、そのくらいのことは話はさせてもらっているんですけれども、できれば都留市の菅野地区の新しくできた道路へ出ていければな、トンネルの出口がいいかな、そういうふうなお願いはしています。

そういうわけで、1番の村民の意見は聞かないのかは、以上のような答弁になりますけれども、2番目でよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○村長（長田富也君） 2番目は、過去、議会とトンネルの場所、規模、推進方法について議論したかですけれども、正式な議論は多分ないと思うんですけれども、協議会の中でトンネルの状況の質問などが出たときに、私が県にお願いしていることを、その状況を話したことはあるかなと思います。この質問はこの程度です。

期成同盟会が発足しているが、6年間で何回開催して、どんな内容で進んでいるかですけれども、期成同盟会の会は2回開催されています。内容は活動報告についてが主になっております。県に対して要望活動などを行う場合には、都留市さんに連絡して相談しながら進めております。

期成同盟会の会員さんのメンバーとといいますか、基本的には都留市がトンネルの場合は半分になる、道志と半分ずつぐらいになるんですけれども、そういうわけで、どうしても都留市との話合いができないと期成同盟会ができません。というわけで、都留市の市長さんにそういう話をさせてもらって進めていこうという同意を得まして、本来ならば、大きいほうの市が会長するんですけれども、道志村が頑張っ、するわけだから、計画しているわけだから

ら、道志村で会長をとということで、都留市の市長さんを副会長ということで進めていました。メンバーはお互いの村、市の議会の議長さんと副議長さんですか、あとは地元の県会議員、都留市から2人、南都留から2人、そして大事なことは、県のほうからはやはり公式な会になりますので、県のほうから大月土木の所長、そして吉田の土木の支所長、こういう方が入ってこの会を構成しています。

内容はそういうわけで、一日も早くこのトンネルの工事ができますようにという会をお願いしているところでございます。

3番のあれは以上です。

4番目のあれは道路整備促進協議会に21番目に加盟と書いてあるんですけども、21番目の意味合いは何か、また、5年たった今の状況はということですけども、そういうわけで、今年はまだコロナの関係で会議が開けないでいるんですけども、今年も何とかしようかなと思っておりますけれども、21番目に加入という意味は、別に21番目でなければ工事もできないということかも知れません。そんな話を聞きますけれども、私が県のほうにいろいろお願いしているのは、優先順位、どういうところに、順番じゃない、要は道志村みたいにインフラ整備が遅れていて、確か県道24号線はラインの引かれたいい道路も出てくるんですけども、大変曲がりくねって大変な峠だと。

今、山梨県の中で30分、40分たたなきや町から村へ出るところなんてほかにはないじゃないですか。だから、一番やはり不便を感じている、あと困っている、それが道志村の峠だと思うから、優先順位のところは、私はそういうことが一番優先順位じゃないかなと、そういうふうな説明をさせてもらって、展開を進めておるつもりです。

そういうわけで、これは質問にはないですけども、でき得る限りこの魅力ができるような体制にもっていきゃいいねと。それは政治のことがあったり、いろいろなことがありますから、いついつかにそういう話をしたとか、絶対そうなるとはないんですけども、私が一生懸命努力してそういうところまで持ってってあるわけです。だからルートもあれですけども、ルート決定するのもやはり一番最初に大事なことです。そういうふうに思っているわけです。

私のほうは4番までですから、以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 5番目の調査費300万円のご質問ですけども、このとき

の調査費は、新しい道坂トンネルを含む富士北麓地域における将来的な道路ネットワークの検討を行う、そういう調査に使われていたということのようでございます。

次に、6番目、また、令和元年度に再び調査費が計上された件のご質問でございますけれども、この予算は県が執行するものであるため、県の担当者に問合せましたところ、その予算は令和2年度に繰り越されておりますと。新しいトンネルのルート検討のため、概略設計を予定しているところです。金額や内容も含め、現在検討中ですとの返答がございました。

次、7番、3月議会での回答のご質問でございますけれども、6番の質問と重複するところがございませうけれども、ルートを検討するに当たり、まず地図上で検討をし、都留市側の入り口について、また、トンネルの勾配等を考慮しながら、道志村側の入り口はどこが適しているかを調査するものでございます。

先ほど村長も答弁されていましたが、トンネルの延長等事業費に非常に影響することでもございますので、そういう延長なども調べながら、どこが適しているかを調査するというところでございます。

いずれにしても、県が事業主体で行っておりますので、県の担当者の返答以外のことについて、金額とか調査の詳細については、村ではなかなかお答えができないと、そういうことでございます。

次、8番、調査する場所、それから道志村の意向が伝わっているかということでございますけれども、道志村では県に伝えていることとして、国道に近い場所からトンネルに入れるようにしてもらいたいと。現在のトンネルのように、あまり奥に行ってからトンネルがあってもあまり効果が出ない、国道から直接入れるようにという要望をしております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） はい、ありがとうございました。

村長が1人で頑張っているという、それとなく見えたんですけども、村長に同調してきた人たちもたくさんいますよね。その中で、村内に期成同盟会ができたり、署名活動、そういうことで、道志村の切なる思いが伝わっていないと思うんです。これからでも遅くないと思うんですよ。村の人たちの意見を聞くということは、やはり、あそこだったらいいね、ここだったらいいねという話もあると思うし、ただただ開けちゃっても、県としても困るんじゃないかと思えます。県の事業というけれども、やはり道志村の考えを集約して県のほうに

お願いをするというふうな気持ちが村長ありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） いろいろな気持ちはあります。ありますけれども、ルートとか、場所、あれはなかなか、村の衆で集まったらどこがいいか、そういう相談はなかなか難しいかなと思います。基本的には、私はざっくばらんに言って、ルートは今の、簡単に言ったら道の駅から上ぐらいが適当じゃないかなと、そういうふうに思っています。現実には工事をやるわけですから、村の部落の中、家を寄せながらというのはなかなか難しいですから、当然部落と部落の間の国道から入ってくる、そういうところが望ましいわけですから、なかなか村の皆さんにそういう説明して、どこがいいとか、そういうことはちょっと難しいかなと思っています。

そういうわけで、期成同盟会なんかはそういう意味を込めてやっているわけですから、そこでしっかり県のほうにお願いすれば、何とかなるじゃないか、そういうふうに思っています。

私の選挙の公約もありますから、その中に、まず第1に自分で言っています。それを一番念頭に置いてやっています。基本的には子供や孫が楽に村の中で生活するにも、必ずトンネルが必要だな、そういうふうに思ってやっているわけです。そういうわけです。ぜひご理解いただきたいと思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 質問これで終わりますけれども、村長一人で頑張らないで、みんなで頑張りましょう。よろしくをお願いします。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告2番、3番、池谷銀重君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により暫時休憩します。

(午前11時00分)

○議長（出羽和平君） 再開いたします。

(午後1時30分)

◇ 佐藤光栄君

○議長（出羽和平君） それでは、通告3番、1番、佐藤光栄君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 1番、佐藤光栄君。

〔1番 佐藤光栄君 登壇〕

○1番（佐藤光栄君） それでは、早速質問に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、移住定住者対策についてということで質問いたします。

地方の人口減少対策として、移住者をターゲットに様々な取組を行っています。道志村においても、移住コンシェルジュを設置し、移住希望者に道志村の紹介を行い、子育て世帯の移住者が増加していると思います。

そこで、村長に伺います。

移住コンシェルジュの活動をどう評価していますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） ただいまの質問にお答えします。

本村では、平成28年9月に道志村移住支援センターを設置し、移住希望者に住まい、仕事、生活の様子、行政サービスなどの情報を一元的に提供し、道志村への新しい人の流れをつくってまいりました。昨年度は延べ221件の移住相談があり、9組、19名の移住者が道志村移住支援センターを通じて転入しております。目標は上回っていることと、成果が上がっていることと思います。

そのことから、移住コンシェルジュの活動は十分機能を果たしていることと評価しております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 移住コンシェルジュの全員が本村への移住者であり、移住後は道志村の魅力や不便なところ、道志村に住むための心構えなど、ITを活用するなど、広く道志村への移住者獲得に懸命な努力をしています。また、移住後の移住者のアフターフォローもしっかり取り組んでいます。

そのような人口増加に懸命な努力をする移住コンシェルジュに対して、今後どのような支

援を考えているか伺います。

○村長（長田富也君） 再質問、担当課長のほうから説明してもらって。課長に代わります。

○議長（出羽和平君） 発言をするときは議長の許可を得てください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） ご質問は、今後の支援についてということだったかと理解しておりますけれども、今まで同様、昨年まで委託費ということで委託費を支払いをさせておりますけれども、今年度以降につきまして成果報酬制をとっております、成果に応じた委託費が支払えるような予算組みを今年度からしております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 人口を増やすには、何もしないでいては増えないと思います。ハード事業も必要ですが、時代の流れを見ながらこうしたソフト事業も必要だと思いますので、今後の取組に期待をいたします。

では、次の質問に移りたいと思います。

今年度、移住者住宅の建設が大渡地区で行われますが、いつ頃完成予定でしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） ただいまの質問にお答えします。

今年度移住者住宅の建設が大渡地区で行われると当初予算に計上されていますが、いつ頃完成の予定ですかの質問ですけれども、令和2年度において大渡地区に村営住宅を建設するよう進めてまいりましたが、財源として予定しておりました過疎対策事業債が、新型コロナウイルス感染症の影響による財務省の予算削減により借入れができなくなってしまい、令和2年度中の建設を断念せざるを得ない状況となりました。

したがって、本年度においては、建設予定地の準備を整え、令和3年度に財源を確保し、建設する予定であります。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 今年度の事業はなくなったという解釈でよろしいのか、そのように解釈いたしますが、だとすれば、今後の村営住宅の建設計画等がありましたらお願いしたいと思いますが、建設予定地の土地交渉に時間がかかるのであれば、また、違う地域に建設する予定はありませんか。伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 再質問のほうは、担当課長のほうに答弁させていただきます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 建設予定地のことですけれども、大渡地区の協力を得まして建設をする土地自体はもう既に決定をしております。そこが農地であるために、農業委員会関係の事務等がございまして、その事務を今行っているところですが、もう既に建てる土地自体は地元の協力を得ることによって決定はしております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 現在、新型コロナウイルス感染症により生活様式が変わってきています。移住希望者がいても、住むところがなければ受入れはできません。建設可能な土地を見つけ、村内どの地域でもいいと思いますので、早急に建設を行っていただきたいと思います。ということで、移住支援のほうについては、質問は以上でございます。

次に、防犯カメラ・監視カメラの設置について伺いますが、村民の財産保護及び村内での犯罪防止のため、防犯カメラ・監視カメラ等の設置を考えているか、伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） ただいまの質問に答弁いたします。

全国で高齢者を狙った詐欺事件や子供たちが巻き込まれる事件が多発しています。これらを防止するため、警察、学校や保護者、関係団体と連携し、防犯対策に取り組んでいます。

昨年9月には、千葉県の小学生が村内キャンプ場において行方不明になり、大規模な捜索を行いました。現在も発見できていません。この際、村内に設置してある防犯カメラの記録を分析されたと聞いていますが、設置台数が少なく操作の手がかりに結びつきませんでした。

た。

村ではこうしたことを受けて、防犯カメラ設置の検討を行い、本定例会提出の補正予算に6か所設置する予算を計上しております。予算成立後は速やかに設置する予定ですので、ご理解とご協力をお願いします。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） ただいま村長が触れましたように、道志村では昨年、キャンプ場から子供が行方不明になる事件が発生しました。消防団、警察官、自衛隊、またボランティアの懸命の捜索にもかかわらず、いまだに解決されておられません。

また、村内でも建設用重機、自動車等の窃盗などもあり、村民の財産保護及び犯罪からの防止が不可欠ではないでしょうか。

そのほか、道志村においては、90%以上が山林であり、村外からのごみ並びに産業廃棄物の不法投棄があります。横浜市の水源でもある本村では、水質の保護、また、山林の景観を保護するためにも、防犯カメラ・監視カメラ等の設置が必要ではないでしょうか。

このような観点から、本件については、村内における盗難及び犯罪の防止を目的とした効果を期待して提案いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で、質問は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告3番、1番、佐藤光栄君の一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 徹 君

○議長（出羽和平君） それでは、通告4番、4番、佐藤徹君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

[4番 佐藤 徹君 登壇]

○4番（佐藤 徹君） それでは、質問させていただきます。

国道413号線と県道24号線の通行止め基準についてお聞きしたいと思います。

道志村総合計画には、「住んでみたい村、住んでよかった村づくりに積極的に取り組む」とありますが、現状は降雨のため、国道413号線と県道24号線の道志・都留線が頻繁に通行

止めになるため孤立状態に至り、道志村の住民の37.2%が村外に通勤する現状の中、村民は通行止めにならない道路ができることを願っております。孤立を改善しなければ、住んでよかった村とは言えないと思います。

また、山梨県と相模原市で国道413号線の強靱化協定が締結されました。この強靱化協定締結により、山梨県と富士東部建設事務所に危険な場所の改善依頼がやりやすくなったと思いますが、通行止め基準について質問します。

まず第1に、小善地・月夜野間は規定雨量100ミリで通行止めになりますが、野原・月夜野間のトンネルが完成した場合の規定雨量の変更はあるのでしょうか。また、神地の大山橋にある雨量計が小善地・月夜野間の通行止め基準になっておりますが、雨量計の設置場所の件で平成30年の一般質問の回答で、大川戸橋に設置することを検討中という回答がありましたが、進捗状況を教えていただきたいと思っております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） トンネル開通後の規制雨量についての質問でございますけれども、国道の管理担当に問合せをいたしましたところ、規制雨量につきましては、トンネル完成後に事前通行規制検討委員会において審議することになりますが、改良が必要な箇所が多くがバイパス化により解消されるため、引上げになると思われまます。しかし、現段階で規定雨量が何ミリになるかにつきましては、分かりませんとのことでした。

また、雨量計につきましては、大川戸橋に水位計は設置したが、雨量計は設置をしていないという返答が来ております。村からは小善地・月夜野間の規制につきましては、大山橋よりも現地に近い消防署の雨量計を参考にしてほしいと要望しております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） 再質問です。

村からは雨量計を大山橋じゃなく消防署の雨量計を参考にしてほしいと依頼も出しているということですが、その要望はいつ頃、県なのか土木事務所なのかに出したのでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 要望自体は、昨年秋に電話でいたしました。

内容につきましては、県の返答は、道志村の消防署の雨量データをオンラインによって県に入手できれば、その方法ができれば参考にすることができると、そういう返答をいただいております。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） はい、分かりました。

何分、山口章議員も言いましたように、結構相模原方面、八王子方面に通勤している方が大勢いるので、やはりよその会社に、村外の会社に勤めていけば、なかなか「通行止めだから今日は休みます」なんて言いにくいと思うんです。そういうことの解消のためにも、一刻も早い段階で100ミリから130ミリ、150ミリに変更できるよう努力してもらいたいと思います。

次に、山中湖方面の件ですけれども、山中湖方面は規定雨量130ミリで通行止めになりますが、国道413号線の強靱化締結により、村内ばかりでなく山中地区でも危険な場所を確認して、一刻も早く修復して規定雨量を変更され、孤立状態が改善されるよう、県や富士東部土木事務所に交渉していただきたいということです。お願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 山伏峠の山中湖側につきましても、県のほうへ何度も要望をしております。県のほうでも調査をする中で、危険地区、改良が必要な地区は把握しておりますので、引き続き早期の改良が実施されるよう要望してまいります。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） その危険場所が把握されているのは、道志村内だけなのか、それとも山中湖方面まで危険場所は把握されていますか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 国道413号は、県土整備部の富士東部建設事務所吉田支所で管理をしているわけですけれども、管理している延長全てにおいて検査がされておりますので、道志村と山中湖村、それから富士吉田市まで全て把握をしております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） ありがとうございます。

一刻も早くその危険場所を直して、山中湖方面、130ミリから150ミリにとか、200ミリに変更できるよう働きかけをもっとかけていてもらいたいと思います。

次の質問に移ります。

災害時における緊急避難場所の新型コロナ感染症対策について質問します。

8月2日に、村災害対策本部による避難所における新型コロナ感染症対策の防災訓練が実施されましたが、対策内容について質問します。

まず最初に、訓練会場はみなもと体験館、集いの家、中央公民館、やまゆりセンター、善之木コミュニティセンターの5か所でしたが、各避難場所の定員は何人くらいで考えていますか。また、入り切れなかったときの対策は考えていますか。質問します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） それでは、佐藤徹議員の質問についてお答えしたいと思います。

1問目の各避難所の定員は何人くらい考えているか、また、入り切れなかったときの対策をどう考えているかということについての回答になります。

避難所における3密を避けるために、通常の災害時より可能な限り多くの避難所を開設するとともに、各避難所に収容定員を定め、140名としております。

みなもと体験館を30名、集いの家を20名、中央公民館を20名、やまゆりセンターを50名、善之木コミュニティセンターを20名とします。

また、入り切れなかったときの対策については、災害の状況や避難者数の状況によって開設する避難所を検討するとともに、収容定員を超えることが想定された場合については、避難スペースが過密状態となる場合には、併設する体育館などの大規模収容施設の開設を検討しております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） ありがとうございます。

再質問です。

避難されて、家族で避難してきた場合、家族全員の検温とか、次のがありますけれども、家族で避難して1人だけ37.5度以上あった場合は、どういうふうに対処するか考えていますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 避難してきた家族の中に高熱の避難者がいる場合についての回答になりますが、発熱やせきなどの症状がある避難者と一般避難者を確実に隔離するために、個室の確保、または間仕切りテントを活用し、体調不良者専用避難所を確保したいと思います。

短期の対応の体調不良者の専用施設として、中央公民館と集いの家、長期の対応の体調不良者専用施設として、道志小・中学校の体育館を確保したいと思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） ありがとうございます。

次の質問は、避難所に入るときに検温や手の消毒、3密対策やトイレ・洗面所の掃除・消毒など、対策状況をお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 避難所に入るときに検温や手の消毒、3密対策やトイレ、洗面所の掃除・消毒などの対策状況とのご質問についてお答えいたします。

避難所の開設運営に当たっては、受付時には避難者の間隔を十分に確保し、避難者の検温の実施、避難者名簿及び健康相談チェックシートの記入を行います。

また、避難所に感染予防資機材を準備し、避難所内の感染予防対策を徹底するために、手洗い、うがいや避難者同士の間隔を十分空けること、避難スペース内は土足禁止など、避難者に協力してもらう事項を周知します。

避難所の清掃並びに消毒は1日2回、7時並びに19時、避難者と協力して実施したいと思います。トイレは掃除や消毒をこまめに行うようにし、避難者がトイレ使用後には便座、ス

イッチ、天井レバー等の消毒を行うようにします。避難所内に体調不良者がいる場合には、一般のトイレとは別に体調不良者専用のトイレを設けるなど、利用者の制限をしたいと思えます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） ありがとうございます。

掃除は今消毒2回と言われましたが、トイレの掃除は毎回寄ったらその都度やるのか、ちょっとお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 現在、村内の各避難所の施設に備蓄倉庫を設けてありますが、そちらのほうに簡易的なトイレが装備してあります。そちらのほうのテントについては、紙おむつ式というのか、一度使ったらそれがかぶせるというのか、できるだけ飛沫しないような形、匂い等も飛沫しないような形で行うよう、あとはこちらのほうの担当になる職員のほうでも、定期的に処理がされているかどうか確認しながら業務のほうをサポートしたいと思えます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） これから台風とか来て、避難所開設が想定されると思えます。コロナに気を付けて安全な避難所ができるよう、皆さんで頑張ってもらいたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告4番、4番、佐藤徹君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

(午後2時10分)

令和2年第5回道志村議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年9月18日（金曜日）午後2時開議

- 第 1 報告第 2号 令和元年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 2 報告第 3号 令和元年度株式会社どうしの経営状況の報告について
- 第 3 報告第 4号 令和2年度道志村教育委員会自己点検・評価報告書（令和元年度分）の提出について
- 第 4 議案第39号 山梨県東部広域連合の解散について
- 第 5 議案第40号 山梨県東部広域連合の解散に伴う財産処分について
- 第 6 議案第41号 道志村ヘリポート設置及び管理条例
- 第 7 議案第42号 道志村ヘリコプター場外離着陸場設置及び管理条例を廃止する条例
- 第 8 議案第43号 道志村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第44号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第45号 道志村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第46号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第4回）
- 第12 議案第47号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 第13 議案第48号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）
- 第14 議案第49号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 第15 議案第50号 令和2年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第16 議案第51号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）
- 第17 議案第52号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 第18 認定第 1号 令和元年度道志村一般会計決算の認定について
- 第19 認定第 2号 令和元年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第20 認定第 3号 令和元年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第21 認定第 4号 令和元年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について

- 第22 認定第 5号 令和元年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 第23 認定第 6号 令和元年度道志村介護サービス事業特別会計決算の認定について
- 第24 認定第 7号 令和元年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について
- 第25 認定第 8号 令和元年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第26 請願第 1号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願
- 第27 発議第 1号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書
- 第28 発議第 2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書
- 第29 同意第 7号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第30 道志村選挙管理委員会委員の選挙
- 第31 道志村選挙管理委員会委員補充員の選挙
- 第32 閉会中の継続調査について

出席議員（9名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	9番	出羽和平君
10番	大田博文君		

欠席議員（1名）

8番	佐藤進君
----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	長田公明君
教育長	佐藤文泰君	総務課長	諏訪本栄君
住民健康課長	佐藤太清君	産業振興課長	佐藤万寿人君
ふるさと振興課長	菅谷克士君	教育課長	山口かおり君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局主幹 諏訪本 英 樹 君

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、令和2年第5回道志村議会定例会第2日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

(午後2時00分)

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第2日目のおりです。

◎報告第2号の報告

○議長（出羽和平君） 日程第1、報告第2号 令和元年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率について、村当局より内容の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 報告第2号 令和元年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和元年度道志村一般会計並びに特別会計及び企業会計の決算に伴う道志村健全化判断比率について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見書をつけ、議会に報告するものであります。

令和元年度決算に基づく道志村健全化判断比率、資金不足比率について報告いたします。

実質赤字比率については、令和元年度一般会計が黒字決算ですので、算定されません。連結実質赤字比率については、令和元年度全会計黒字決算ですので、同じく算定されません。実質公債費比率については、公債費による財政負担の度合いを示す指標になりますが、令和元年度決算は8.8%となりまして、早期健全化基準の25%を下回っています。将来負担比率については、令和元年度決算時で将来負担額が標準財政規模を下回っているため、算定されません。

資金不足比率については、公営企業会計の簡易水道事業、浄化槽事業の2つの特別会計において令和元年度は黒字決算ですので、算定されません。

いずれの指標におきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は、早期健全化基準を下回る数値であり、監査委員の意見書においても健全な運営とのご意見をいただきました。今後とも、さらなる財政健全化に向けて努めてまいります。報告は以上です。

◎報告第3号の報告

○議長（出羽和平君） 日程第2、報告第3号 令和元年度株式会社どうしの経営状況の報告について、村当局より内容の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 報告第3号 令和元年度株式会社どうしの経営状況の報告についてご説明させていただきます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和元年度株式会社どうし第10期平成31年4月1日から令和2年3月31日の経営状況を報告いたします。

株式会社どうしは、道志村交流促進施設道の駅どうし、道志の湯、道志村特産品加工施設とうふ加工施設の3施設の指定管理者として、村と協定を締結しており、また、水カフェどうしの運営業務も村から受託しています。

第10期決算は、売上高2億9,794万9,000円、売上原価1億8,250万3,000円、差引売上総利益1億1,544万6,000円です。販売及び一般管理費が1億1,565万2,000円で、営業利益損失は20万6,000円の営業損失となっています。また、営業外収益34万8,000円、営業外費用7万1,000円となっており、経常利益損失は7万1,000円の経営利益です。各税金を差し引き、当期純利益損失は550円となっています。

繰越利益剰余金は、当期残高が2,903円、当期変動額が550円で、差引当期末残高は3,453円となっています。

なお、詳細につきましては、株式会社どうし決算状況のとおりです。

報告は以上です。

◎報告第4号の報告

○議長（出羽和平君） 日程第3、報告第4号 令和2年度道志村教育委員会自己点検・評価報告書（令和元年度分）の提出について、村当局より内容の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育課長、山口かおり君。

○教育課長（山口かおり君） 報告第4号 令和2年度道志村教育委員会自己点検・評価報告書（令和元年度分）の提出についてご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、道志村教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、議会に提出するものです。

道志村教育委員会が令和元年度に執行した、1、教育委員会の活動、2、教育委員会が管理執行する事務、3、教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務について、自己点検・評価を行いましたので報告いたします。

まず、教育委員会の活動ですが、毎月1回の定例会議と臨時会を1回開催し、令和元年度は27議案と75件の同意や報告案件について活発な審議等を行いました。また、総合教育会議では、道志村教育大綱の見直しを行うとともに、村の教育行政の課題等について協議を行い、首長との連携強化を図りました。これ以外にも、小中学校への訪問や入学式等の各種学校行事、社会教育・社会体育事業、道志村及び教育委員会の主催する行事や会議等へ出席し、学校の様子を確認するとともに、関係機関との連携も強化しました。

教育委員会が管理執行する事務については、道志村教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条に規定されている15項目の事務を管理執行しました。令和元年度は、平成31年4月に道志村いじめ防止基本方針を締結し、令和2年3月の定例会では道志村教育情報セキュリティポリシーの制定について審議を行うなど、教育行政にとって重要な基本方針を定めました。

教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務については、耐震基準を満たしていない旧道志小学校校舎の解体工事を完了し、地域住民の安全の確保に努めました。

小中連携教育の取組については、道志村立小中学校のランドデザインを作成するとともに、総合的な学習の時間におけるふるさと学習を対象として、小中学校の学習内容の系統化を行い、9年間を見据えた教育目標や教育活動の共有を図りました。

学校環境の整備においては、小学校裏の焼却炉の解体撤去と防草シート敷設工事の実施や小学校において電子黒板の導入を行うなど、ICT環境の整備に努めました。また、令和2年度の校務支援システムの導入に向け、小中学校の校務用ネットワークの構築を図り、教職員の働き方改革を推進しました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略事業に位置づけられている入学祝金支給事業、高等学校就学に対する助成事業等について、例年どおり事業を実施し、子育て世代の教育にかかる費用の負担軽減を図りました。また、村民誰もが生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習、スポーツ、文化芸術の場や機会の提供を行い、各種社会教育・社会体育事業の推進を行いました。

総合評価として、教育委員会の活動については、様々な分野で方針や施策を示し、実態把握等を適切に行い、各種事業について、おおむね計画に沿って進んでおります。

学校教育については、ハード面、ソフト面、両面の教育環境の整備、充実に努めて、一人一人の確かな学力の定着に向け、一層の努力を図ってまいります。また、小中連携教育を深め、道志ならではの教育スタイルを確立していくことも必要です。

社会教育・社会体育については、計画どおり諸施策を推進しました。村民一人一人の文化の向上、体力の増進、地域活力を高める取組に一層の努力を図ってまいります。

報告は以上です。

◎議案第39号及び議案第40号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第4、議案第39号 山梨県東部広域連合の解散について及び日程第5、議案第40号 山梨県東部広域連合の解散に伴う財産処分についての2案件は関連がありますので、一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 議案第39号及び第40号、2件の議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第39号 山梨県東部広域連合の解散について議会の議決を求めることについてです。

山梨県東部広域連合は、平成11年9月1日に都留市、大月市、秋山村、道志村、上野原町、小菅村、丹波山村の当時2市1町4村が構成団体となり、その後、秋山村と上野原町が合併して上野原市となったため、現在は3市3村で運営する特別地方公共団体です。このたび、地方自治法第209条の10第1項の規定により、令和3年3月31日をもって連合を解散するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号 山梨県東部広域連合の解散に伴う財産処分について議会の議決を求めることについてです。

地方自治法第291条の13の規定において準用する同法第289条の規定により、山梨県東部広域連合の解散に伴う財産処分について、関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分の対象となる財産には、軽自動車1台、耐火金庫1基、デスクトップパソコン9台、ディスプレイ9台、ノートパソコン1台となっており、協議では、解散後の事務負担等の割合に応じて帰属します。内訳については、議案書にお示しのとおりとなっています。

以上2議案について、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号及び議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

2案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号及び議案第40号は原案のとおり決定いたしました。

◎議案第41号及び議案第42号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第6、議案第41号 道志村ヘリポート設置及び管理条例及び日程第7、議案第42号 道志村ヘリコプター場外離着陸場設置及び管理条例を廃止する条例の2案件は関連がありますので、一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第41号 道志村ヘリポート設置及び管理条例について説明いたします。

道志村ヘリポート設置及び管理条例につきましては、今年度整備を行った善之木ヘリポートの完成に伴い、大室指ヘリポート及び善之木ヘリポートについて緊急離着陸場として今後運用するために、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理に必要なことについて定めるために条例を制定するものです。

条例の内容は、趣旨の第1条に定め、目的を第2条で、緊急医療、消防活動、捜索、送迎活動、その他航空交通の用に供するものと定め、名称及び位置を第3条でそれぞれ定め、管理を第4条で村長が管理すると定め、運用時間を第5条で日の出から日没までと定め、使用の範囲を第6条で緊急救急輸送、公的機関から要請があった場合、ヘリポートの使用管理に必要な訓練、その他村長が認めたときと定め、使用承諾を第7条で、全長及び重量の制限を第8条で、使用の禁止等を第9条で、入場の制限等を第10条で、禁止行為を第11条で、損害賠償を第12条でそれぞれ定め、第13条2で、この条例で定めるもののほか、必要な事項は村長が規則でこれを定めるとなっております。

なお、附則で、施行期日を公布の日から施行すると定めております。

以上が、道志村ヘリポート設置及び管理条例の内容になります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第42号 道志村ヘリコプター場外離着陸場設置及び管理条例を廃止する条例について説明いたします。

現在運用している大室指ヘリポートは、航空法第79条の規定による場外離着陸場の適用基準を満たさなくなっており、航空法第81条の2の規定による緊急離着陸場として運用を行っているため、本条を廃止するものです。

なお、附則で、施行期日を公布の日から施行すると定めております。

以上が、道志村ヘリコプター場外離着陸場設置及び管理条例を廃止する条例の内容になります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号及び議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

2案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号及び議案第42号は原案のとおり決定しました。

◎議案第43号から議案第45号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第8、議案第43号から日程第10、議案第45号までの3案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第43号 道志村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことにより、所要の改正を行うものです。

改正内容は、関係法令の名称変更に伴う省略名称の変更により、第6条第2項中「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に改める。また、関係法令の名称変更に伴う省略名称の変更及び条ずれに伴い、第10条第1項第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に改め、同条第2項第3号中「情報通信技術利用法第3条第1項」を「情報通信技術活用法第6条第1項」に改めるものです。

なお、附則で、施行期日は公布の日から施行すると定めております。

以上が、道志村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の内容になります。

ご審議をよろしく願いいたします。

次に、議案第44号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例について説明いたします。

人事院の給与に関する勧告並びに国家公務員一般職員の給与改定及び山梨県職員の給与改定等を踏まえ、条例の一部を改正するものです。

改正内容は、第5条第6項中、「より職員」の次に「55歳規定で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定める者、次項において同じ」を加える職員を除く。以下、この項において同じ括弧を加え、4号給の次に「行政職給料表の別表における職員で、その職務の級が6級以上である者及び同評価以外の各給料表の適用を受ける職員で、その職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては3号給」を加え、同条第7項を55歳を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給される場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従って規定するものに改める。

なお、附則で、施行期日を公布の日から施行すると定めております。

以上が、道志村職員給与条例の一部を改正する条例の内容であります。

ご審議をよろしく願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第45号 道志村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症への対応等公衆衛生看護学の観点から、保育所等の臨時休園等をする場合、保育の提供がなされなかった期間の利用者負担額を日割計算できるように措置するための改正となります。

改正内容につきましては、途中入退所時の対象児のみ、利用者負担額を日割計算できる規定となっているため、今回の規則改正に対応できるよう項を加えるものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、令和2年2月25日から支給をするよう定めております。

以上が、道志村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の内容となります。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の3案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、3案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号から議案第45号までの3議案を採決いたします。

お諮りいたします。

3案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第45号までの3案件は原案のとおり決定しました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第11、議案第46号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第4回）を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第46号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第4回）について説明いたします。

令和2年度道志村一般会計補正予算（第4回）につきましては、第1条歳入歳出予算で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,346万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,283万9,000円とするものです。

補正の主な内容について説明いたします。

歳入につきましては、1款村税は村民税2万8,000円、入湯税168万8,000円の減額、11款地方特例交付金20万7,000円の増額、11款地方交付税は普通交付税の算定により9,586万円の増額、13款使用料及び手数料はサテライトオフィス使用料の増額、保育所使用料の減額によ

り117万円の減額、14款国庫支出金は民生費国庫負担金、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金、社会福祉費補助金、学校保健特別対策事業費補助金の増額、社会資本整備総合交付金の減額により2,935万8,000円の増額、15款県支出金は民生費県負担金、農業費補助金、商工費補助金、統計調査費委託金の増額により39万5,000円の増額、18款繰入金は道志村財政調整基金、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援基金の減額、道志村公共施設整備等事業基金の増額により7,831万2,000円の増額、19款繰越金は令和元年度決算の確定による723万9,000円の増額、20款諸収入は雑入64万4,000円の増額、21款村債は事業費確定による4,567万円の減額です。

歳出につきましては、1款議会費において職員人件費の増額、2款総務費において人件費の構成による減額、役場庁舎建設に伴う公有財産購入費、移転補償費、仮庁舎改修費及び各種システム移転費、防犯カメラ設置事業費、戸籍住民基本台帳関係システム更新費の増額、街路灯改修工事、村議会議員選挙費の減額による7,164万6,000円の減額、3款民生費において人件費の構成による減額、（仮称）福祉交流センター改修工事費、地域生活支援事業費、児童手当支給事業費等の増額、にっこりコール事業費の減額による252万6,000円の増額、4款衛生費において人件費の構成による増額、予防接種事業、母子衛生事業費の増額、国民健康保険診療所特別会計繰出金、環境保全事業の減額による27万4,000円の減額、6款農林水産業費において人件費の構成による増額、地籍調査事業、体験農園運営事業、景観間伐事業、特定鳥獣保護管理事業、林道維持改良事業の増額による1,182万3,000円の増額、7款商工費において人件費の構成による増額、観光施設改修費等による104万円の増額、8款土木において若者定住事業、村道改修工事、浄化槽事業特別会計繰出金の増額、簡易水道事業特別会計繰出金、橋梁補強補修事業、村営住宅建設事業の減額による2,340万8,000円の減額、9款消防費において役場庁舎建設に伴う地震震度計移設費、防災行政無線移設業務委託費等の2,405万7,000円の増額、10款教育費において職員人件費の増額、小中学校特別教室への空調設備設置事業、公民館改修事業費の増額による2,341万6,000円の増額、12款公債費において利率見直しによる元金29万7,000円の増額、利子67万9,000円の減額、13款諸支出金において地方財政法第7条第1項により決算剰余金を役場庁舎建設基金に積み立てるため、5,100万円の増額が主な内容でございます。また、人件費は4月の昇格による昇給、職員配置換えによるものが主な内容です。

第2条地方債は事業費の確定により過疎対策事業債5,400万円の減額、緊急防災減災事業債440万円、臨時財政対策債393万円の増額です。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第4回）は原案のとおり決定しました。

◎議案第47号から議案第52号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第12、議案第47号から日程第17、議案第52号までの6案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第47号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれを6万円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億705万2,000円とする補正予算であります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款国民健康保険料129万4,000円の増額、6款県支出金333万9,000

円の減額、9款追徴金469万3,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費6万円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

引き続き、議案第48号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,803万8,000円とする補正予算であります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款診療収入120万円を増額、3款繰入金47万6,000円を減額するものです。

歳出につきましては、1款総務費4万円の増額、2款医業費68万4,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしく願います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第49号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,012万9,000円とするものです。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、一般会計繰入金を73万9,000円減額するものです。

歳出につきましては、漏水調査を行うための委託料を34万6,000円増額、備品購入費を108万5,000円減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほどよろしく願います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第50号 令和2年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ392万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億909万1,000円とする補正予算であります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款保険料11万9,000円の増額、6款繰入金19万8,000円の減額、8款繰越金400万3,000円を増額するものです。

歳出につきましては、5款基金積立金392万4,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第51号 令和2年度道志村浄化槽特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,918万円とするものです。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、他会計繰入金を23万9,000円増額するものです。

歳出につきましては、総務費の人件費を23万9,000円増額するものです。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第52号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,232万6,000円とするものです。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、4款国庫支出金33万円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費33万円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の6案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、6案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号から議案第52号までの6議案を採決いたします。

お諮りいたします。

6案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第52号までの6案件は原案のとおり決定しました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第18、認定第1号 令和元年度道志村一般会計決算の認定についてを議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 認定第1号 令和元年度道志村一般会計決算の認定についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第233条の規定に基づき、令和元年度道志村一般会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付すものであります。

決算内容につきましては、歳入総額20億5,883万9,000円、前年度決算比0.2%の減、歳出総額19億3,321万4,000円、前年度決算比1.8%の増であり、差引額は1億2,562万5,000円、翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支は9,131万7,000円の黒字決算です。

歳入における自主財源比率は29.9%、依存財源比率が70.1%と、依然として依存体質は続いています。主な歳入状況は、対前年度比で、地方譲与税41.3%の増、自動車取得税交付金

40.2%の減、地方特例交付金1,204.1%、地方交付税6.8%、分担金及び負担金23.3%の増、使用料及び手数料28.6%、県支出金21.2%の減、寄附金11.2%、繰入金340.3%、繰越金32.2%の増、諸収入13.5%、村債41.9%の減となっており、全体で0.2%の減少となっております。より有効な財源確保に努めるとともに、限られた財源の中で、最小の予算にて最大限の効果を得られるよう配慮し、村づくりに取り組みました。

歳出における目的別歳出状況は、対前年度比で、議会費5.1%、総務費14%の減、民生費9.7%、衛生費2.1%の増、農林水産業費35.6%の減、商工費5.4%、土木費3.6%、消防費10.3%、教育費9.7%、災害復旧費496%、公債費15.4%、諸支出金554.1%の増となっており、全体で1.8%の増加となっております。

大きく増加した科目につきましては、民生費は保育所運営費、子ども・子育て・幼児教育無償化に伴うシステム改修費の増、商工費は指定管理委託料の増、土木費は簡易水道特別会計、浄化槽特別会計への繰出金の増、消防費は広域常備消防委託料、消防団活動費、災害対策費の増、教育費は旧道志小学校校舎解体費、教職員パソコン強靱化事業費の増、災害復旧費は農林水産業施設・公共土木施設災害復旧費の増、公債費は過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債等の元利償還金の増、諸支出金は役場庁舎建設基金、人と自然が輝く水源の郷づくり応援基金、森林環境譲与税基金等の積立金の増などによる増加です。

大きく減少した科目につきましては、総務費は情報通信施設管理事業の減、農林水産業費は中山間地域所得向上支援事業費、木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業の減などによる減少です。このような予算配分において、道志村総合計画の示す施策・事業に重点を置いた取組をしました。

主な事業は、自然環境・生活基盤の整備推進として、水道事業の運営、浄化槽施設管理、一般廃棄物処理、不法投棄の撤去、公共交通機関体制の充実、村道整備・村道橋梁の長寿命化、基幹道路の整備促進、街路灯の整備修繕、防災体制の充実、産業・地域経済活性化の推進として、耕作放棄地の発生防止対策の中山間地域直接支払交付金事業、鳥獣害防止柵の設置及び農業施設基盤整備事業、民有林間伐・景観間伐の推進、観光キャラバン事業、教育・文化の推進として、小中連携教育の推進、小中学校村負担教員設置事業、語学指導JETプログラム推進事業、郷土愛教育の推進、小中学校入学祝金支給事業、高等学校等就学助成事業、伝統芸能の後継者育成、歴史文化への理解と郷土意識の醸成事業、医療福祉環境の充実として、生活習慣病予防対策でズンバ教室・ウォーキング等運動教室の推進と食生活指導、集団検診・人間ドック事業、救急医療体制の充実、母子交流事業、すこやか子育て医療費助

成事業等各種医療費助成事業、にっこりコール事業、介護福祉事業、学童保育所の充実、運営・協働の推進として、地域を担う団体の育成、移住コンシェルジュ事業、定住・移住対策事業、役場庁舎の整備検討、公共施設等総合管理計画の策定、村政施行130周年記念事業などとなっております。事業の実施に当たりましては、財政負担を極力軽減した事業実施を心がけ、優先順位を考えながら行いました。

詳細につきましては、令和元年度決算書、決算状況及び主要施策の成果の資料のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和元年度道志村一般会計決算の認定については原案のとおり認定いたしました。

◎認定第2号から認定第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第19、認定第2号から日程第25、認定第8号までの7案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 認定第2号 令和元年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は2億9,720万1,385円、歳出総額は2億8,850万7,557円、歳入歳出差引残額は869万3,828円であります。

主な歳入内容についてご説明いたします。1款国民健康保険料5,551万970円、6款県支出金2億346万3,308円、8款繰入金2,775万7,821円、9款繰越金972万5,678円、10款諸収入72万4,708円であります。

次に、主な歳出内容についてご説明いたします。1款総務費1,560万8,203円、2款保険給付費1億6,234万9,916円、3款国民健康保険事業費納付金6,697万9,265円、5款保険事業費223万6,173円、6款基金積立金400万円、7款諸支出金3,733万4,000円であります。

なお、詳細につきましては、令和元年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

引き続き、認定第3号 令和元年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は1億336万3,382円、歳出総額は1億336万3,382円、歳入歳出差引残額ゼロ円あります。

主な歳入内容についてご説明いたします。1款診療収入4,325万9,640円、3款繰入金5,871万9,445円、うち国保会計からの繰入金3,726万3,000円、一般会計からの繰入金2,145万6,445円、5款諸収入118万7,157円あります。

次に、主な歳出内容についてご説明いたします。1款総務費6,592万1,524円、2款医業費2,230万2,038円、4款公債費1,513万9,820円あります。

なお、詳細につきましては、令和元年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議をいただきまして、認定につきましてよろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 認定第4号 令和元年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は8,450万5,515円、歳出総額につきましては8,430万5,515円、歳入歳出差引残額は20万円でございます。

主な歳入についてご説明いたします。加入負担金77万400円、給水使用料713万4,220円、国庫補助金488万6,000円、県負担金62万1,000円、他会計繰入金4,564万4,709円、村債が2,520万円でございます。

次に、主な歳出内容についてご説明いたします。水道施設の維持修繕等を行う施設費が5,604万6,804円、公債費として元金、利子合わせて2,825万6,711円でございます。

なお、詳細につきましては、令和元年度決算書及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 認定第5号 令和元年度道志村介護保険特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は2億268万4,293円、歳出総額は1億9,768万786円、歳入歳出差引残額は3,507円であります。

主な歳入内容についてご説明いたします。1款保険料4,725万5,800円、3款国庫支出金4,081万4,908円、4款支払基金交付金4,818万5,000円、5款県支出金2,627万8,887円、6款繰入金3,165万2,474円、8款繰越金846万7,024円であります。

次に、主な歳出内容につきましてご説明いたします。1款総務費441万1,022円、2款保険給付費1億7,338万4,109円、4款地域支援事業費1,141万8,631円、5款基金積立金740万2,156円、6款諸支出金106万4,868円であります。

なお、詳細につきましては、令和元年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

引き続き、認定第6号 令和元年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は138万5,184円、歳出総額は138万5,184円、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

主な歳入内容についてご説明いたします。1款介護サービス事業収入35万1,450円、2款繰入金103万3,734円であります。

次に、主な歳出内容についてご説明いたします。1款総務費138万5,184円であります。

なお、詳細につきましては、令和元年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のと

おりでございます。

ご審議をいただきまして、認定につきましてよろしく願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 認定第7号 令和元年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額1億587万1,871円、歳出総額につきましては1億577万1,871円、歳入歳出差引残額は10万円でございます。

主な歳入についてご説明いたします。加入負担金226万6,800円、浄化槽使用料1,645万3,400円、一般会計繰入金6,425万1,671円、村債2,280万円でございます。

次に、主な歳出内容についてご説明いたします。料金システム使用料やメンテナンスなどの営業費が4,916万5,928円、建設費が3,382万5,460円、公債費が元金、利子合わせて2,278万483円でございます。

なお、詳細につきましては、令和元年度決算書及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 認定第8号 令和元年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は4,846万3,982円、歳出総額は4,846万3,982円、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

主な歳入内容につきましてご説明いたします。1款後期高齢者医療保険料1,999万5,970円、2款広域連合支出金29万9,000円、6款繰入金2,802万6,522円であります。

次に、主な歳出内容についてご説明いたします。1款総務費119万2,299円、2款後期高齢者医療負担金4,654万6,401円、3款保険事業費72万3,592円であります。

なお、詳細につきましては、令和元年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議をいただきまして、認定につきましてよろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の7案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、7案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより認定第2号から認定第8号までの7議案を採決いたします。

お諮りいたします。

7案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第8号までの7案件は原案のとおり認定いたしました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第26、請願第1号 教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願を議題といたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

それでは、紹介議員であります佐藤徹君より要旨の説明をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 4番、佐藤徹君。

〔4番 佐藤 徹君 登壇〕

○4番（佐藤 徹君） 請願第1号 教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書についてご説明いたします。

請願人は、南都留地区PTA協議会、南都留地区公立小中学校長会、南都留地区公立小中

学校教頭会、山梨県教員組合都留支部となっております。

請願内容は、次の3項目について協議し、併せて国の関係機関への意見書の提出を求めるものであります。

1、計画的な教職員定数を定めるとともに、少人数学級の推進を図ること。

2、教育の機会均等と維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担割合を2分の1に復元すること。

3、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上が請願の説明内容となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第27、発議第1号 教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書を議題といたします。

提案者、佐藤徹君から提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 4番、佐藤徹君。

[4番 佐藤 徹君 登壇]

○4番（佐藤 徹君） 発議第1号 教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書についてご説明いたします。

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領が実施され、外国語教育実施のための授業時間の調整など、対応に苦慮している状況があります。また、学校現場においては、長時間労働是正に向けて、教職員の働き方改革が進められていますが、業務の削減や役割分担、通勤時間の適正化は大きな改善が見られていないのが現状です。いじめ、不登校などの教育課題に迅速に対応し、一人一人の子供により丁寧な指導、支援を行いながら、豊かな学びを実現していくためには、教職員定数改善とともに、1クラスの学級規模を引き下げることが最重要施策です。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本村のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障のためにも、国庫負担率2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、以下の措置を講じられることを強く要請します。

- 1、計画的な教職員定数改善を進めるとともに、少人数学級の推進を図ること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担割合を2分の1に復元すること。
- 3、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月10日、山梨県道志村議会議長出羽和平。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第28、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方

財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

提案者、大田博文君から提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 10番、大田博文君。

〔10番 大田博文君 登壇〕

○10番（大田博文君） 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税と一般財源の激減が避け難くなっている地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めることとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方財政が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講ずるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、財源の閉鎖性が危惧される税収は、安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については積極的な政治合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては有効性、緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは他の償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対処すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月10日、山梨県道志村議会議長出羽和平。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり決定いたしました。

◎同意第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第29、同意第7号 道志村教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについてを議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育課長、山口かおり君。

○教育課長（山口かおり君） 同意第7号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。令和2年9月30日付の1名の委員の任期満了による退職により、次の者を道志村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、山梨県都留郡道志村4146番地、氏名、村田幸家、生年月日、昭和33年11月13日。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより同意第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎道志村選挙管理委員会委員の選挙

○議長（出羽和平君） 日程第30、道志村選挙管理委員会委員の選挙を行います。

道志村選挙管理委員会委員は、令和2年10月24日をもって任期満了となりますので、地方自治法第182条第1項の規定により、選挙を行うものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

ここで、指名名簿配付のため、暫時休憩します。

(午後3時30分)

○議長（出羽和平君） 再開します。

(午後3時31分)

○議長（出羽和平君） 道志村選挙管理委員会委員を指名します。

住所、山梨県南都留郡道志村2420番地、氏名、半田博敏、生年月日、昭和26年7月1日。

住所、山梨県南都留郡道志村5748番地の1、氏名、佐藤敬二郎、生年月日、昭和24年1月16日。

住所、山梨県南都留郡道志村9945番地、氏名、渡辺長和、生年月日、昭和22年3月30日。

住所、山梨県南都留郡道志村10511番地、氏名、池谷力三、生年月日、昭和29年2月10日。
ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方々が選挙管理委員会委員に当選されました。

◎道志村選挙管理委員会委員補充員の選挙

○議長（出羽和平君） 日程第31、道志村選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

道志村選挙管理委員会委員補充員は、令和2年10月24日をもって任期満了となりますので、
地方自治法第182条第2項の規定により、選挙を行うものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

ここで、指名名簿配付のため、暫時休憩します。

(午後3時32分)

○議長（出羽和平君） 再開します。

(午後3時33分)

○議長（出羽和平君） 道志村選挙管理委員会委員補充員を指名します。

順位1位、住所、山梨県南都留郡道志村1771番地、氏名、佐藤文章、生年月日、昭和24年

6月4日。

順位2位、住所、山梨県南都留郡道志村8897番地、氏名、佐藤重雄、生年月日、昭和29年9月15日。

順位3位、住所、山梨県南都留郡道志村6457番地、氏名、山口清正、生年月日、昭和31年3月15日。

順位4位、住所、山梨県南都留郡道志村10411番地の2、氏名、杉本正治、生年月日、昭和35年5月30日。

ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方々が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（出羽和平君） 日程第32、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長から、閉会中の所管事務の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長、各常任委員長申出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で議事は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から挨拶をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和2年第5回道志村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

10日の開会以来、本日の閉会までの会期中にご提出いたしました議案につきまして、議員各位の慎重なるご審議を賜り、全議案につきまして原案どおり議決、認定、同意をいただき、誠にありがとうございました。

冒頭においての一般質問で、ご質問、ご意見をいただきました。国道413号線の整備、降雨時の通行止めの基準及び県道都留道志線防災トンネルにつきましては、道路の管理者である県に働きかけ、早期の事業着手、改善などをお願いしてまいります。移住・定住対策については、人口増加につながるよう努めてまいる所存でございます。また、防犯対策、避難所の対応などにつきましては、地域住民の安全確保に努めてまいります。

議決いただきました条例、各会計の補正予算などにつきましては、迅速かつ適正な事務執行を行い、村民生活に支障を来さぬよう努めてまいります。また、認定いただきました令和元年度各会計の決算につきましては、監査委員の意見、議員の皆様からの意見を厳粛に受け止め、事務事業の遂行における予算管理と適正な業務執行に努めてまいります。

今期定例会におきまして議員各位から賜りました多くの貴重なご意見、ご提言につきましても、今後の行政運営に活かしていく所存でありますので、今後ともご指導とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

9月議会定例会の閉会に当たり、挨拶といたします。

今期定例会、誠にありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで本日の日程はすべて終了しましたので、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって令和2年第5回道志村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後3時40分）

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
